

# 委員長談話

徳島県人事委員会委員長 森 俊明

本日、本委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与に関する勧告等を行いました。

本委員会が実施した職種別民間給与実態調査の結果、本年4月分の月例給については、職員給与と民間給与との較差が極めて小さく、本年は、月例給の改定を行わないことが適当であると判断しました。

一方、期末手当・勤勉手当（ボーナス）については、職員の年間平均支給月数が、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合を上回ったことから、職員の支給月数を0.15月分引き下げ、年間4.30月分とすることとしました。

このことは、新型コロナ、人口減少、災害列島等、本県が直面する様々な課題に日々全力で職務に精励している職員にとって、大変厳しい内容となっておりますが、人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、民間の給与水準や国家公務員の給与制度等との均衡の下、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保しようとするものであります。

職員各位におかれては、困難な業務に対し誇りを持って真摯に取り組んでいることに心から敬意を表します。引き続き、全体の奉仕者としての立場と職責を自覚し、高い倫理感と使命感を持って行動するとともに、激変する社会経済情勢や多様化する県民ニーズに的確に対応し、県民福祉のより一層の向上を図るため、全力を挙げてその職責を果たされますよう要望いたします。

県民各位におかれましては、職員が行政の各分野において、県民福祉の向上に真摯に取り組んでいる実情について、深い御理解を頂きますようお願いいたします。

令和3年10月13日